

摂津市立中学校部活動ガイドライン

令和5年7月 改訂

摂津市教育委員会

目 次

第1章 学校教育としての部活動

- 1 学校教育における部活動の位置付け
- 2 部活動の意義
- 3 組織的な部活動経営ができる学校体制の構築
 - (1)部活動方針について
 - (2)開かれた部活動について

第2章 部活動の指導者について

- 1 学校体制の中での部活動顧問
 - (1)顧問教員の役割
 - (2)複数顧問体制の確保
- 2 外部指導者の活用
 - (1)外部指導者の資格について
 - (2)外部指導者の業務内容について

第3章 安全で円滑な部活動の管理・運営について

- 1 日常の活動の安全管理
 - (1)生徒の健康・学習状況などの安全管理
 - (2)生徒の事故防止、安全確保に注意した指導
 - (3)練習の管理と指導
 - (4)下校指導と施設・用具類の管理

- 2 学校外への引率
 - (1)生徒の引率について
 - (2)学校外活動における交通手段について
 - (3)部活動における自転車の利用について
- 3 緊急時の対応
- 4 部活動経費について
 - (1)部活動費会計の適正化
- 5 保護者との連携
 - (1)保護者の理解と協力
 - (2)部活動保護者説明会の持ち方
- 6 合同部活動について
 - (1)部員数が不足する学校同士の合同チームについて
- 7 拠点校方式による部活動について
 - (1)運営上の条件

第4章 指導力の向上を旨として

- 1 部活動での効果的な指導を旨として
 - (1)長期的な視点に立った、科学的根拠に基づいた部活動
 - (2)適切な活動時間、休養日の設定
 - (3)生徒一人ひとりの目標達成を支援するための工夫
 - (4)生徒が主体的に取り組む力の育成
 - (5)生徒の心理面を考慮した前向きな指導
 - (6)体罰(暴言・暴力)、ハラスメントを排除した生徒を中心とした部活動
 - (7)上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成などの
集団づくり
 - (8)熱中症事故の防止

- 2 部活動指導を充実させるためのセルフチェックシート

第1章 学校教育としての部活動

1 学校教育における部活動の位置付け

○中学校学習指導要領(平成29年3月)(抜粋)

第1章 総則 第5の1 (ウ)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校における部活動は、心身の健全な成長や、生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、重要な学校教育の一環として位置付けられるものです。

部活動は、学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な経験ができる場でもあり、部活動に参加することで、目的意識を持った明るく充実した学校生活を送ることができます。心身の健全な成長を促し、有意義な部活動を運営するためには、正しい知識を身に付け、暴言・暴力のない人権意識の高い部活動の指導を実践することが求められます。

また、育成年代の生徒にとって適切であり、教員にとっても過度な負担とならないよう、短時間で効果が得られる合理的かつ効率的な活動を実施する必要があります。

2 部活動の意義

中学校における部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒たちが学級や学年を越えて、自主的・自発的に集い、顧問教員の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動です。

部活動の教育的意義

① 自立して生きていく力を育む

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感など「豊かな人間性」を育成することができる。
- ・適性・興味・関心の追求による「個性・能力の伸長」を図ることができる。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす、「向上心」を培うことができ

る。

- ・体力の向上や文化教養を育成するなど、「心身の健康」の増進を図ることができる。
- ・スポーツや文化芸術の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化的な生活を継続する「生涯学習の資質や能力」を育てることができる。

② 仲間とともに生きていく力を育む

- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる「人間関係の形成」「社会性の育成」を図ることができる。
- ・教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実、活用させ、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かすことで、「学校生活の充実」を図ることができる。

このように、部活動は各学校の教育課程での取組みと互いに作用し合い、学校教育が目ざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。勝利や今以上の記録に挑戦することは自然なことです。しかし、育成年代にある生徒には結果にこだわることなく、目標に向かうプロセスに重点を置いた、努力と協力が何よりも大切であるという教育としての部活動を意識して運営、指導を行うことが重要です。

3 組織的な部活動経営ができる学校体制の構築

(1) 部活動方針について

- ・校長は教育目標及び「摂津市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、毎年、部活動の活動方針を策定し、公表すること。
- ・部活動が、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるように、また学校の実態に応じた指導体制の工夫改善が図られるように学校全体の組織体制の整備を行うこと。
- ・各部活動の顧問については、年間の活動計画を作成し、校長に提出すること。
さらに部活動休養日等報告書については毎月作成し、校長に提出すること。
- ・生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況をふまえ、運動系・文化系それぞれで適正な数の部活動を設置すること。
- ・生徒が安心して部活動に取り組むことができるように、バランスのとれた計画的な部活動の運営を徹底すること。
- ・生徒の好ましい成長を促し、生徒の主体性や個性を尊重した指導に努めること。

(2)開かれた部活動について

- ・学校は組織の中の部活動として計画的な運営が行われているかなどについて、日常的に状況を把握すること。
- ・顧問会議を定期的実施するなど、教職員間の意見交換及び情報の共有化に努めること。また、日常的なチェック機能体制などの整備を進め、透明性の高いシステムの構築に努めること。
- ・学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、開かれた部活動の推進に努めること。また、活動予定や練習内容・成果などを積極的に公開・発信するよう努めること。
- ・部活動を充実させ持続可能なものとするように、地域の方々と連携し、社会教育施設、社会教育関係団体などとの連携も図ること。
- ・進んで保護者や地域に部活動を公開し、地域や学校の行事、清掃活動など、社会貢献活動にも率先して取り組むこと。
- ・部活動・スポーツ活動に関しての推薦などによる生徒の進路については、生徒の意向を十分に踏まえ、顧問、担任、学年教員と推薦内容などの情報を共有したうえで進路指導にあたること。

第2章 部活動の指導者について

1 学校体制の中での部活動顧問

部活動は、顧問教員の積極的な取組みに支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導については、顧問会議を適宜行うなど学校組織として現状把握をすることで、課題や成果を共有し、顧問教員に任せきりとならないようにすることが必要です。

また、顧問教員による体罰(暴言・暴力)が絶対に許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。

なお、得意でない種目・分野の部活動の顧問になる教員が、精神的な負担感を伴う場合もあることから、顧問教員を決定する際には複数顧問体制をとるなど、健康状態や家庭の状況などを含めて十分な配慮が必要です。

(1) 顧問教員の役割

部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場です。日々の活動において、顧問教員は生徒に寄り添い、十分な話し合いを行う中で練習計画に生徒の意見を取り入れるなど、常に生徒を中心に置いた運営をすることで、生徒と顧問教員、生徒同士の信頼関係を深め、生徒理解につなげることが重要です。

初めて顧問を引き受けて一番心配なことは、「顧問教員の役割は何だろう」「どんなことをどのように進めていけばよいのだろうか」ということかもしれません。

しかし、部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、顧問のみが得られる喜びです。

生徒は、専門的な技術指導について、日々の練習や試合などを通して仲間や相手チームから多くを学びます。顧問教員の役割は、良い体験ができる環境をつくることで生徒一人ひとりを大切に活動を行い、課題や目標を明確に持たせ、いろいろな場面で学ぶ力を身に付けさせることで、自らがより高度な技術にチャレンジし問題を解決する能力を高めるという視点を持つことが重要です。

また、日々の活動の中で、リーダー育成の視点で指導や声かけを行い、複数のリーダーを育成することは、自立的な部活動を実現させるためにも大変重要だと言えます。

指導方法などについては、身近にいる同じ学校の教員に相談したり、地域のスポーツ指導者や部の卒業生へ指導を依頼したり、同じ種目を指導している他校の顧問教員や競技団体の関係者などと積極的に交流したりして、指導力を高めていくこともよい方法です。

経験年数が浅くても、これらの積極的に学ぼうとする姿勢は、生徒や保護者からの信頼を得ることにつながり、活動の充実を図ることができます。

① 生徒に関わること

- ・生徒の自己実現が図られるよう、また、育成年代の生徒にとって適切な休養がとれるよう部活動経営の工夫を計画的に行う。（技術指導、生徒理解・生活指導）
- ・在籍する生徒を掌握し、生徒の安全安心の確保を徹底する。（安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、女子への指導に係る正しい理解等）。
- ・担任や他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- ・部活動ミーティングの開催などの運営を補助し、リーダー育成を行う。

② 外部との調整などに関わること

- ・大会や練習試合など学校外への引率を行う。
- ・保護者、地域との連携、調整を行う。（活動の理解や具体的対応など）
- ・近隣の学校や中学校体育連盟、その他各種連盟や協会などとの連携、調整（大会へのエントリーや大会参加に係る義務事項、義務審判、会場担当等）を行う。

③ その他

- ・施設、用具の整備と安全管理を行う。
- ・部予算外に部費を徴収する場合の適正な管理を行う。

(2) 複数顧問体制の確保

複数顧問制は、顧問教員それぞれの負担を軽減するだけでなく、生徒指導の点からも有効です。生徒の相談や保護者、地域への対応、事故が発生したときの救急対応など、顧問教員一人では対応が困難な状況に対応することも可能となります。

さらに体罰(暴言・暴力)を起こさない仕組みを構築することにもなります。小規模校では 難しい面もありますが、どの部活動においても原則複数顧問制をとることが望ましいと考えます。

2 外部指導者の活用

本市では、中学校の部活動に関し、専門的な指導を行う者を派遣し、部活動の振興を図ることを目的に学校部活動助成事業の中で、「部活動指導員」の配置や「部活動補助員」の派遣を実施しています。教職員以外に指導者を求める場合、校長は、学校教育活動の一環である部活動の意義や中学生という「育成年代」を指導することを理解し、指導者としての資質と能力を備えた人材を、年度ごとに摂津市教育委員会に派遣要請することができます。

(1) 外部指導者の資格について

	部活動指導員	部活動補助員
年齢	20歳以上(学生不可)	18歳以上(学生可)
資格	1、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者 2、当該部活動の実技指導に高い技術と指導能力を有する者 3、当該学校の部活動方針を理解し、熱意を有する者であり、以下の(1)～(4)のいずれかを満たす者 (1)教員の経験がある者 (2)学校での部活動の指導経験がある者(外部指導者等) (3)運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動(スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等)において指導経験がある者 (4)文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者	1、年齢が18歳以上の者で、国立又は公立の学校の教職員でない者 2、部活動の実技指導に関して高度な技能と優れた指導力を有する者 3、中学校の部活動の運営方針をよく理解し、指導に熱意を有する者

(2)外部指導者の業務内容について

	部活動指導員	部活動補助員
業務内容	<p>指導員は学校長の指示のもと、当該部活動の顧問と連携し、以下の業務を行う。</p> <p>(1) 実技指導</p> <p>(2) 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導</p> <p>(3) 学校外での活動(大会・練習試合)の引率</p> <p>(4) 用具・施設の点検、管理</p> <p>(5) 部活動の管理運営(会計管理等)</p> <p>(6) 年間・月間指導計画の作成</p> <p>(7) 生徒指導に係る対応</p> <p>(8) 事故が発生した場合の対応</p>	<p>当該部活動の顧問と連携し、以下の業務を行う。</p> <p>(1)部活動の基本方針の確認と、練習計画や指導内容についての顧問との十分な協議・連携</p> <p>(2)部活動における基本的な技術指導をベースにした個々の技術レベルに応じた指導</p> <p>(3)審判などのルールに関する助言及び指導</p>

個に応じた技術指導ができる外部指導者に協力を依頼することは、競技経験のない部活動の指導に関わる顧問教員にとっては心強いものです。しかし、円滑な部活動の運営をめざすとき、顧問教員と外部指導者の情報共有や、顧問教員による生徒への積極的な声かけは何よりも大切なものです。外部指導者に任せきりになることのないよう、顧問教員は試合のエントリーや練習予定の作成などのマネジメント業務を行い、生徒と活動する中で指導方法を身に付けていきましょう。

第3章 安全で円滑な部活動の管理・運営について

1 日常の活動の安全管理

(1) 生徒の健康・学習状況などの安全管理

生徒の心身の健康状態や生活状況・学習状況を把握することは、成長を促し、安全で適切な部活動指導を行うために、また突発的な事態に対処するためにも必要です。

また、リーダーを中心として、生徒同士で互いの健康状態を常に意識させ、異常があればすぐに顧問教員に報告させるような体制をつくっておくことも有効です。日頃より校内で部長会議を開き、生徒及び教員の危機管理レベルを上げておくことも必要でしょう。

なお、顧問教員等が異常を把握した場合、速やかに校長に報告し、学校組織として対応にあたることが重要です。

- ・健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努めること。
- また、日々、部活動生徒の心身の状況を観察し、健康管理に努めること。
- ・家庭(保護者)、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などとの情報交換、連携を密にすること。

※ 身体状況などは個人情報であり、その取扱いは十分に注意すること。

(2) 生徒の事故防止、安全確保に注意した指導

部活動中のけがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するために、学校全体として万全の体制づくりが必要です。

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、顧問教員に対して安全管理と安全指導の両面から注意義務が求められます。

特に校外で活動を行う場合は、活動前に活動場所に危険がないか確認する、AEDの場所を把握する等の配慮が必要です。

また、生徒自身が危険を予見し、積極的に自分や他人の安全を守るための態度を身に付けるよう指導することが大切です。

その他にも、活動中に学校外の施設や車などに損害を与えることで、賠償を求められることも考えられます。日頃から周囲への配慮などを十分行い、場合によっては、賠償責任保険への加入も考えられます。

- ・指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響などについて十分な知識や技能

を持っていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、技能の習得状況などを把握し、無理のない練習となるよう留意すること。

・生徒の体調などの確認、関係の施設、設備、用具などの定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者などへの連絡体制の整備などに留意すること。

・特に、身体接触を伴う競技で、技能において明らかに差がある者と練習を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮を行うこと。

(3) 練習の管理と指導

顧問は、生徒の実態に応じて計画した練習内容などにより、生徒の活動場所で指導を行わなければなりません。

また、不在となる場合は、他の教員に代わりを依頼したうえで、接触プレーを避け、基本的な技術練習を中心とした安全性の高い練習にするなど内容を精査し、部長(キャプテン)及び部員への指示を徹底する必要があります。

(4) 下校指導と施設・用具類の管理

顧問は、活動を終えた生徒に対して適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施設などの管理を適切に行う必要があります。

・日没時刻や通学路の交通事情などを考慮したうえで活動時間を設定すること。

・学校として定めている下校時刻を遵守し、用具の片付けや更衣時間を考慮したうえで活動時間を設定すること。下校指導に関しては顧問だけではなく、学校全体として下校時間の遵守に取り組むこと。

・やむを得ない事情により下校時間が遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底するなど、家庭との連携を密にすること。

・練習終了後、活動場所の整備や用具の管理とともに、戸締まり、消灯の点検を行うこと。

※ 他の教員(顧問)に指導を依頼した場合、下校指導と施設・用具の管理についてもあわせて依頼する。

※ 施設や部室などの鍵は、教員(顧問)が適切な保管場所で管理する。

2 学校外への引率

(1) 生徒の引率について

部活動の充実を図るうえで、他校との交流や試合・コンクールなどへの出場など、校外へ出かける活動は大変重要なものです。しかし、その際には、安全確保や保護者への説明責任などに十分留意する必要があります。

- ・目的、行き先、集合・解散時間及び費用について、生徒及び保護者と確認を行うこと。また、校外での活動のする際は職員室内に場所や時間を掲示するなど、共有することがのぞましい。
- ・移動の安全確保を図ること。
- ・移動中および活動場所におけるマナー、ルールの遵守を指導すること。
- ・他校生とのトラブル、盗難防止に配慮すること。

(2) 学校外活動における交通手段について

大会や試合への生徒の引率は、顧問の役割の一つであり、活動中と同様に事故の防止に努めなければなりません。大会・コンクールへの参加、練習試合などにおける生徒の移動手段は、公共交通機関の利用を原則とします。その手段や経路については十分に保護者の理解を得ることが必要です。バス会社の貸し切りバスの場合、渋滞などによる遅延はほとんどの大会・試合で認められませんので、注意が必要です。

(3) 部活動における自転車の利用について

学校の教育活動として利用するものであるため、指導者が生徒に対して、ヘルメットの着用など自転車の安全運転について十分な指導を行う必要があります。顧問は会場まで原則生徒に付き添い、安全指導を徹底し、集合・解散などの指示を明確にしてください。また、事前に会場までの経路を生徒に伝えておくなど、緊急事態に備えた体制を取ることが重要です。

なお、自転車を利用する機会が多い部については、誤って通行人などと接触するなどして賠償を求められることも考えられるので、自転車保険(賠償責任保障付き保険)の加入は**必須**です。

3 緊急時の対応

学校内外を問わず、生徒の事故や傷害に対し、迅速かつ適切な対応や治療へとつなぐためには、教員間の連携はもちろんのこと、生徒自らが適切に対応できるよう日頃から指導しておくことが重要です。

- ・ 生徒が事故や傷害の発見者となる場合を想定し、図式化するなど、わかりやすい連絡体制などを作成しておくこと。
 - ・ 在宅中の生徒や保護者に対して緊急に連絡を行う場合を想定し、部員名簿を兼ねた連絡網を作成しておくこと。
- ※ 連絡体制や連絡網は個人情報であり、その取扱いについては十分な注意が必要です。

4 部活動経費について

部活動に必要な経費については、各学校の予算の範囲内において、運営の工夫に努める必要がありますが、大会への参加費や交通費、用具費、ユニフォーム代など多岐にわたることから、部活動費を徴収することも考えられます。部活動費は、保護者からの信頼を基盤として徴収するものであることから、「学校徴収金等取り扱いマニュアル」に準じて、事務処理においても厳正に取り扱わなければなりません。徴収するときは、できるだけ少額となるよう留意し、保護者の理解を得ることが重要です。それぞれの部活動に独自性があっても、その活動は学校教育の一環であり、徴収にあたっては適宜校長へ報告をするなど、学校組織として計画的で透明性のある事務処理が必要です。

(1) 部活動費会計の適正化

- ① 年間活動計画及び昨年度の決算などをもとに予算を組み、学校の部活動費の使途と保護者からの徴収金の必要性などについて計画を立てること。学校の部予算は、学校の規則に則り、組織的かつ適正に事務処理を行うこと。
- ② 保護者からの徴収金が発生する場合、顧問教員は、部活動が学校管理下の活動であることを認識し、その練習・大会出場などにかかる経費が、部員、保護者の負担過多にならないよう的確に判断し、計画的に徴収すること。
- ③ 保護者会を開催するなどにより、あらかじめ年間の活動計画や個人負担経費の概算額を示し、保護者の理解を得るなど、説明責任を果たすこと。また、適宜、徴収金に対する会計報告を行うこと。毎月など定期的に徴収する場合やユニフォーム購入など多額の徴収を行った場合は、年度末に保護者代表者等による会計監査を受けたうえで報告すること。
- ④ 預金通帳・出納簿・領収書などは、顧問教員が管理し、適正に処理するよう努めること。また、特に現金の取扱いについては、長期保管することがないよう、細心の注意を持ってあたること。
- ⑤ 個人所有の物品を取りまとめて購入する場合や大会出場のためのバス代などにおいても、取扱業者の選定にあたっては、可能な限り複数の見積もりを取るなど、

学校徴収金として価格の適正化・選定の透明化を図るよう努めること。

※「摂津市学校部活動対外競技参加費補助金」

摂津市に所在する学校における部活動の一環として、国、地方公共団体又は、学校教育関係団体が主催する全国規模の大会や近畿大会に参加するために要する経費に対し、補助金を交付します。

5 保護者との連携

(1) 保護者の理解と協力

部活動について、保護者からの正しい理解を得ることは、部活動の運営上欠かすことはできない大切なことです。そのためには、部活動が部員一人ひとりを大切に、自主的・実践的な活動がなされる中で成果を上げ、望ましい活動となることが前提となります。部活動参観、部活動懇談や小学生の部活動体験などの開催により、部活動の様子を発信しましょう。

保護者の理解を得るためには、次の事項について配慮する必要があります。

- ① 部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針などを明確にする。
- ② 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、効率的な練習をさせる。
- ③ 部活動における好ましい人間関係の醸成に努める。
- ④ 部活動上の全般において、保護者の悩みや心配ごと、そして願いなどがあれば積極的に応える。
- ⑤ 学級担任や保護者との連携を十分に図る。

(2) 部活動保護者説明会の持ち方

保護者説明会では、部活動の内容や活動状況を説明することで、活動について理解をしてもらうだけでなく、一人ひとりの保護者の悩みや願いなどを率直に聴くことが大切です。その際は、ただ話し合いだけに終わることなく、生徒の部活動を直接見る機会を設定しましょう。

なお、保護者会などが組織される場合は、その運営主体、学校への支援内容、顧問及び学校との共通理解を求めることが必要です。

新入生保護者説明会等で各部活動の活動状況について伝えることも考えられる。

6 合同部活動について

生徒の減少による教員や部員数の減少により、定期的な活動や大会への参加が困難となることがあります。そのような場合への対応策として、交流可能な範囲の近隣校との合同部活動によって活動を継続することも考えられます。しかし、まだ解決しなければならない課題もたくさんあり、生徒のニーズや学校の状況を踏まえて十分検討していく必要があります。

(1) 部員数が不足する学校同士の合同チームについて

以下の点を踏まえたうえで、検討・協議する必要があります。

- ・学校単独でその種目の出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合に限られる場合。
- ・公式大会への出場が制限される場合。
- ・合同で練習する近隣校への移動のために活動時間が制約される場合
- ・移動の際の安全確保と責任体制について、十分に学校と保護者が相談する必要がある場合。
- ・競技力が高い生徒のみを集めて強力チームを編成するような勝利至上主義を進める手段であってはならない。
- ・複数校合同の部を設ける場合、それぞれの学校や顧問教員の間で十分な連携を図り、一人ひとりの部員への配慮が行き届くようにする必要がある場合。

※ 検討事項として持ち上がった場合は、学校間で協議し、市教委に相談してください。

7 拠点校方式による部活動について

生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に鑑み、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、大阪府中学校体育連盟主催の競技会に、拠点校方式による部活動のチーム等として参加をする場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(1) 運営上の条件

- ① 摂津市内の中学校間で協定を締結のうえ編成される1つの運動部(個人種目を含む)であること。ただし、拠点校以外の学校には、当該運動部がなく、かつ摂津市教育委員会と協議のうえ、拠点校方式が適正であると認められた場合に限る。
- ② 勝利のみを目的とした過度なトレーニングや長時間の活動を行うものではないこと。
- ③ 拠点校の管理下で、日常的に活動を行っていること。
- ④ 拠点校を編成する関係校全てが大阪中学校体育連盟に加盟していること。
- ⑤ チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かるよう記載すること。
- ⑥ 大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこと。
- ⑦ 大会の引率・監督は、拠点校の校長、教員及び部活動指導員とする。

第4章 指導力の向上を目ざして

1 部活動での効果的な指導を目ざして

(1) 長期的な視点に立った、科学的根拠に基づいた部活動

- ・生徒の多様なキャリアや志向などを念頭に、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成することに重点を置くこと
- ・部活動の適切な運営や指導となるよう、生徒第一主義(プレイヤーズファースト)の考えを持ち、生活のバランスや生徒の将来的な成長へ向けた教育的な配慮が大切であり、生徒の自己肯定感を高め自信を持たせるような指導を行うこと。
- ・部活動を通して、個々の生徒が今以上の技能や記録に挑戦することは自然なことですが、大会で勝つことのみ、コンクールで優秀な成績を収めることのみを重視した活動は改善を図る必要があります。目の前の結果だけを追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した育成を主とした部活動指導を行うこと。
- ・科学的根拠に基づいた合理的な指導により生徒の可能性を引き出すとともに、健康・安全・スポーツ障害などに留意した活動を行うこと。
- ・日常の活動においては効率的な、練習方法や練習時間の工夫に努め、生徒一人ひとりの長所を伸ばす前向きな指導を心掛け、内的モチベーションを高めることに重点を置くこと。

(2) 適切な活動時間、休養日の設定

- ・学期中は原則、週当たり2日以上の休養日^{を設ける。}(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・1日の活動時間は平日の練習は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。(ただし、対外試合はこの限りではない。公式戦についても同様)
- ・長期休業日の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、活動時間は休業日に準じて3時間程度とする。なお、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努める。
- ・なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態をふまえた工夫として、年間を通じて休養日を算定することも考えられる。(104日以上を目安とする。)

(3)生徒一人ひとりの目標達成を支援するための工夫

- ・公式戦に出場できない生徒に対しては、近隣校同士で交流戦を設定し全員に出場機会を与え、個々の達成レベルが確認できるような配慮をすることも有効な手段です。部活動では目標に向かって日々の練習を積み上げることが重要で、達成感は公式戦での勝利のみで得られるものではなく、日々の練習や交流戦などあらゆる場面でそれを実感できる指導を目ざし、その後のスポーツへの関わり方をはじめ、生徒の豊かな人間性の育成につながることを期待されます。

(4)生徒が主体的に取り組む力の育成

- ・個々の生徒が、技能や記録、感性などを高めるために必要な練習内容やコーチング方法を学び実践につなげ、また、生徒同士で話し合う機会を意図的に設けることで、目標達成や課題解決に向けて必要な取組みをともに考え、実践につなげるというように、生徒が主体的に取り組む力、学ぶ力を仲間と困難を乗り越える体験を通して育成することが重要です。また、その中でリーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組む力を高めることも重要です。しかし、部長(キャプテン)は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、「求めること」と「支えること」のバランスを常に意識した助言、その他の支援に留意することが大切です。

(5)生徒の心理面を考慮した前向きな指導

- ・指導者は、生徒の内的モチベーションを高めるための雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。練習などでのミスや消極的な姿勢を叱るのではなく、その原因をコーチング(生徒に教えるのではなく生徒から引き出すこと)し、励ますことが部活動を楽しみ、挑戦する内的モチベーションを高める指導につながります。

(6)体罰(暴言・暴力)、ハラスメントを排除した生徒を中心とした部活動

- ・体罰(暴言・暴力)、ハラスメントは生徒の人権を侵害する行為であるということは言うまでもなく、部活動に携わる教職員を含めた指導者は、生徒の人権を尊重し、楽しく学び自ら成長しようとする意欲を育む教育活動の実践に努めなければなりません。生徒に自信を持たせ自立を促すために指導者は前向きな指導を身に付けることが最も重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実を図り、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのような目的で、どのように行えばよいのかなどを理解させていくことが重要です。指導者と生徒は上下の関係ではなく、両者を結ぶものは信頼関係であることを忘れてはいけません。

(7) 上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成などの集団づくり

- ・指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養などの望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への細やかな配慮などにより、上級生による暴力行為やいじめなどの発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

(8) 熱中症事故の防止

- ・熱中症事故防止のため、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応しましょう。

2 部活動指導を充実させるためのセルフチェックシート

・効果的、計画的な部活動運営・指導に関する項目

- 学校の部活動方針に沿って年間活動の計画を作成している。

・実際の活動での効果的な指導に関する項目

- 生徒に活動の機会を平等に与えるなどの教育的配慮を行い、指導している。
- 豊かな人権感覚、体罰（暴言・暴力）やいじめ防止についての正しい知識を持って指導している。

・コーチングマインドに関する項目

- 生徒がいきいき活動できる雰囲気をつくることできている。
- 長く説明するより、動作の中で伝えることを重視している。
- 短時間でも効率よくたくさん活動させることを心掛けている。
- 生徒の良いところを見つけ励まし、伸ばしている。
- 生徒の判断を大切にして指導している。
- トライ＆エラーができる前向きな環境をつくっている。
- 活動の中で生徒の笑顔がある。

・指導に関する項目

- 試合やコンクールでよい結果を残すことのみこだわらず、育成年代であることを意識し、それまでの過程を大切にしている。
- 過重な活動とならないように、適宜休養日を設定している。
- 感情的な指導にならないように心掛け、生徒の内的モチベーションを高める前向きな指導をしている。

・事故予防に関する項目

- 練習前はもちろん、練習中にも自分や他の部員の体調についてチェックさせている。
- 活動前には必ず施設や器具等の安全点検をさせている。
- 練習内容や正しい練習方法、手順を理解させている。
- 練習中に、部員同士が接触するなど、他部のボール等で事故が起きないように練習を行ううえでのルールが徹底されている。

・会計に関する項目

- 部費の会計管理は複数の教員で行っている。
- 各家庭から徴収した部費について、学校徴収金等取り扱いマニュアルに準じて透明性の高い事務処理を行っている。